

令和元年度

静岡県立大学短期大学部

自己点検・自己評価報告書

静岡県立大学短期大学部
自己点検・自己評価委員会

今年度の自己点検・自己評価委員会は、二つの事柄を取り上げて活動した。一つは、「授業等において使用している施設の使用感と安全性に関するアンケート」である。大学基準協会の認証評価における点検評価の章立てに第7章で「教育研究等環境」が示されていること、本学が現在地に開学して20年余りになり、必要に応じて施設整備の修繕等を行っているものの、その状況について全体的な現状把握ができていないことを踏まえて取り組んだものである。

もう一つの取り組みは、本学は平成28年度に大学基準協会による認証評価を受け、その後、評価結果に基づき課題を抽出し、各部署での現状認識の検討を依頼し、次回の認証評価までの改善の一助になるよう活動してきたが、今年度もこれを継続した。

本報告書では、第1部で「授業等において使用している施設の使用感と安全性に関するアンケート」の結果を、第2部で認証評価結果から抽出した課題についての現状での検討結果を報告する。

令和元年度 自己点検・自己評価委員会

第 1 部

「授業等において使用している施設の使用感と安全性に関するアンケート」報告

I 目的

大学基準協会の認証評価における点検評価の章立ては、第 1 章：理念・目的、第 2 章：教育研究組織、第 3 章：教員・教員組織、第 4 章：教育内容・方法・成果、第 5 章：学生の受け入れ、第 6 章：学生支援、第 7 章：教育研究等環境、第 8 章：社会連携・社会貢献、第 9 章：管理運営・財務、第 10 章：内部質保証、第 11 章：特色ある取り組みの 11 の章から成り立っている。

本学は、平成 9 年に現在地で静岡県立大学短期大学部として開学してから 20 年余りが過ぎた。この間、月日の経過に伴い、施設・設備は、少なからず不具合が生じていることは確かであり、必要に応じて修繕等も行ってきたが、施設・設備の状況について全体的な現状把握はできていない。そこで、今年度の自己点検・自己評価委員会においては、委員会活動の一つとして、第 7 章の教育研究等環境に関すること、中でも教育環境に関する施設・設備の現状の把握を目的として、アンケート調査を実施することとした。

II 調査の概要

(1) 調査内容：

施設・設備の中でも、特に本学の教員が、講義・演習・実習を行うにあたって実際に使用している講義室、実習室等について尋ねた。

一人一人の教員が実際に使用している、それぞれの講義室、実習室等において、安全面で問題が無いかを確認し、さらには教員の使用感がどうであるかを、具体的に把握できるような内容とした。

設問は、次の大きく 4 つである。

- ①黒板・ホワイトボードの使い勝手（「1：悪い～4：良い」の 4 件法および自由記述）
- ②オーディオ・ビジュアル装置の使い勝手（「1：悪い～4：良い」の 4 件法および自由記述）
- ③今後、授業中にケガや事故が起こりうる設備（「1：まったく当てはまらない～4：非常に当てはまる」の 4 件法および自由記述）
- ④その他、施設の使用にあたって気がついていること（自由記述）

(2) 調査対象： 本短期大学部の常勤の教員とした。

(3) 実施時期： 調査は 2019 年 10 月～11 月に実施した。

Ⅲ 結果

1. 講義室

日常的に授業と関わりが深いこともあり、計 31 件の回答があった。

以下、各項目で挙げられていた主な意見を整理する（一部、別項目で挙げられた意見をまとめている部分もある）。

<黒板、ホワイトボードの使い勝手について>

平均 3.167 と、概ね「良い」という結果であった。

全般的に、日常的な環境整備（備品の補充）に関わる、「チョークの不足」や「黒板消しの交換」を求める意見があった。

PC（パワーポイント）を使用している教員からは、スクリーンを下げたまま黒板が使用しにくいとの意見が挙げられた。

<オーディオ・ヴィジュアル装置の使い勝手について>

平均 2.690 と、やや不満が目立つ結果であった。

「色の変色」「プロジェクターが小さい」「起動が遅い」「接続が悪いことがある」など、設備の劣化・古さにより、場合によっては「授業予定の変更を余儀なくされた」など、授業実施において不備があるとの意見が多く挙げられた。

「PC が設置されていない教室がある」「教室によってバラツキがある」など、機器未設置となっている教室への設置や、機器の充実（HDMI のみでなく VGA 端子からの出力をしたい等）を求める意見もあった。

「マイクがブツッと切れることがある」「ハウリングしてしまうことがある」など、マイクの不備について多くの指摘があった。開学から 20 年余りが経過しており、今後も、劣化に伴う不具合が生じる可能性が高い。授業や諸活動への影響が大きい部分であるため、買い替えを含めた根本的対応について検討する必要があるように思われる。

<ケガや事故が起こりうる設備について>

平均 1.613 と、全体として危険性は少ないとの結果であった。

ただし、「配線がごちゃごちゃしている」「コードがまとまっておらず、転倒しやすい」など、配線の整備を求める意見が多くあり、カーテンやブラインドの劣化・汚れに対する指摘も挙げられた。

<その他>

スクリーンを手動で下げるための棒の置き場が決まっていないことから、改善を求める意見があった。また、ドアストッパーが効かないとの指摘も寄せられた。

この他、「冷暖房の調整時期が適切でない」「清掃回数を増やして欲しい（特に外部が使用した後）」「教卓と黒板までの間が狭いと使いにくい」などの意見があった。

社会福祉専攻1年が主に使用する教室については、オーディオやビジュアル装置の使用感について意見が出された。プロジェクターが改修されたが、使い勝手が非常に悪いこと。具体的には、HDMIのみ接続可では、アナログ（VGA）端子のみの機材の場合、音声出力ができない。音声出力ケーブルからスピーカーへ音声が出せないとのことである。

2. 体育館

当該施設に関しては1件の回答があり、「黒板・ホワイトボード」については、やや悪い評価（平均値=2.00）が得られた。他方で、「オーディオ・ビジュアル装置」の使い勝手については、やや良い評価（平均値=3.00）が得られた。さらに、「ケガや事故が起こりうる設備」については、良い評価（平均値=1.00）であった。

「その他に気がついている点」では、次の指摘が挙げられている。

- ・アリーナの照明が一部点灯しないところがある（アリーナ入って右奥の2基）
- ・照明のLED化を希望（特に夏期における室温上昇を防げる）

以上から、当該施設は、現状、特段大きな問題は報告されていないが、夏期における室温上昇への対策として照明のLED化は検討の余地があろう。また当該施設は、回答数が1件に留まったことから、さらに調査を行えばさらなる問題点が見つかる可能性があることを付記する。

3. グラウンド

当該施設に関しては2件の回答があり、「黒板・ホワイトボード」および「オーディオ・ビジュアル装置」は、設置していないため評価は行われていない。他方で、「ケガや事故が起こりうる設備」については、悪い評価（平均値=3.50）で、自由記述には次の指摘があった。

- ・グラウンドに穴があり、つまづく可能性がある。
- ・校庭の真ん中に穴が空いている。早く埋めないと危険である。

加えて、「その他に気がついている点」には、「グラウンドの芝生が壊滅状態（除草剤と芝刈りの頻度を上げるしかないか?）」の意見が寄せられた。

以上から、当該施設は、グラウンド中央の穴の修復が急ぎ望まれる。またグラウンドの芝生の状態も悪化の一途を辿っているため、今後修繕を行う必要がある。また当該施設は、回答数が2件に留まったことから、さらに調査を行えば今以上に問題点が見つかる可能性があることを付記する。

4. 情報処理教室

当該施設に関しては2件の回答があり、「黒板・ホワイトボード」および「オーディオ・ビジュアル装置」の使い勝手については、やや良い評価（いずれも平均値=3.00）が得られた。他方で、「ケガや事故が起こりうる設備」については、やや悪い評価（平均値=2.00）で、自由記述において、椅子の老朽化等が指摘された。

「その他に気がついている点」では、次の4点が挙げられた。

- ・プロジェクターを設置した方が便利。
- ・センターモニターだけでは不便。
- ・教室内にWi-Fiのアクセスポイントがあった方が良い。
- ・オートロックにしないと物品の盗難が生じる危険性がある。

以上から、当該施設は、現状、老朽化した椅子の交換を行う必要があること等が示された。さらに利便性を向上させるのであれば、プロジェクターやWi-Fi、オートロックなどの新たな設備の整備が必要になることがうかがえた。また当該施設は、回答数が2件に留まったことから、さらに調査を行えばさらなる問題点が見つかる可能性があることを付記する。

5. LL教室

当該施設に関しては1件の回答があり、「黒板・ホワイトボード」および「オーディオ・ビジュアル装置」の使い勝手については、やや良い評価（平均値=3.00）であった。しかしながら、「オーディオ・ビジュアル装置」に関しては、自由記述において、何箇所か個人機のモニターが壊れていることが報告された。「ケガや事故が起こりうる設備」については、良い評価（平均値=4.00）が得られた。

以上から、当該施設は、現状、特段大きな問題は報告されてはいないが、一部の個人機のモニターの破損については対処をする必要がある。また当該施設は、回答数が1件に留まったことから、さらに調査を行えばさらなる問題点が見つかる可能性がある。

6. 保健指導室

当該施設に関しては3件の回答があり、「黒板・ホワイトボードの使い勝手」、「オーディオ・ビジュアル装置の使い勝手」について、保健指導室に配置されているOHCが使いにくい、見にくい、長期休暇後、OHC用TVの画面がつかなくなることもある等の意見があった。OHCについては開学当時（平成9年）から20年以上使用しているため、今後も不具合が生じる可能性がある。OHCの使用頻度や学科教員の意見を聞き、OHCの更新について検討していく必要があると思われる。

「今後、授業中にケガや事故が起こりうる設備」について、学内実習時、学生同士の間にも適度な幅を取る必要があるため、机の配置を変更せざるを得ないが、その際、教室その

ものが狭いため、机に設置する備品（歯科用マネキン）を落としそうになる等、注意が必要であるとの意見が挙げられた。

7. 臨床基礎実習室

当該施設に関しては3件の回答があり、「黒板・ホワイトボードの使い勝手」、「オーディオ・ビジュアル装置の使い勝手」については特に使いにくいという意見はなかったが、「今後、授業中にケガや事故が起こりうる設備」については、天井に吊り下げられているテレビの地震等による落下の恐れについての指摘が複数名よりあった。天井から吊り下げられているテレビは現在使用していないため、学生の安全を確保するためにも撤去について今後検討していく必要があると思われる。

8. 介護実習室・入浴実習室

黒板・ホワイトボードについては、「ホワイトボードがない（以前はあったがなくなってしまった）」との意見があったが、その必要性についての記述はなかったため確認が求められる。「オーディオ・ビジュアル装置の使用感」では、「パソコンとの接続が困難なときがある（介護実習室）」「プロジェクターの動作が悪い（介護実習室）」「介護実習室用のPCがなく、その度に個々のPCを繋いでおり、PCによってはうまく映らない（介護実習室）」の意見があった。いずれも講義に影響する内容のため改善が必要である。

「授業中にけがや事故が起こりうる設備について」では、「TV（モニター）が吊るしてあること」「入浴実習室は設備が古く、毎年何らかのトラブルが出ている。大型備品のため、買い替えも難しい（修理や点検をしているが年々増えている）」との意見があった。

地震を想定した場合、吊るしてあるモニターは事故につながる可能性のある設備であり撤去が必要である。また、入浴実習室で使用する浴槽自体の買い替えについても計画的に考えて行かねばならない時期が来ていると思われる。

9. 家政学実習室

使用感は概ね悪くはないようであるが、事故が起こりうる設備として、天井から吊るしてあるモニターが挙げられていた。撤去の検討が必要であろう。

IV おわりに

今回のアンケート調査によって、施設・設備の状況について概ねではあるが、全体的な現状把握ができた。施設・設備は、竣工してから20年余りが経過し、この間の経年劣化もあって少なからず不具合を生じている箇所や物が複数あることがわかり、その対応が求められる。

ケガや事故の起こりうる設備として、吊り下げ型テレビの使用具合や入浴実習室が挙げられており、これらについては大きな財源を伴うだけに、長期年次計画で整備していく必要がある。なお、グラウンドの穴については、既に当面の使用に支障がないよう措置を行った。

一方、回答数の少なかった施設があり、不十分さが残る点もあるので、これについては追調査や見分することなどが望まれる。

教育・研究の質の保証には、安心・安全な施設・設備等、ハードとしての環境面の整備が不可欠である。内容によっては、大型の予算を必要とするだけに、計画的に進めると同時に、引き続き、可能な限りでの日頃の点検や整備も進めていきたい。

第2部

評価結果から抽出した課題についての現状・検討結果

本学は、平成28年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、同協会が定める短期大学基準に適合しているとの評価結果を得た。しかし、評価結果において、努力課題として2件（No.5、No.6）の指摘を受けたところであり、これらについては、その対応状況を令和2年7月末日までに「改善報告書」として大学基準協会へ提出することが求められている。

また、この認証評価を受けて以降、平成29年度・30年度の自己点検・自己評価委員会は、評価結果から課題として24事項を抽出し、努力課題2件を含めた項目に対して、各部署での現状認識等の検討を依頼している。それは、次回の認証評価までの改善の一助となるよう企図したものである。

以上のような背景のもと、本報告書は現段階までの本学の対応状況を取りまとめたものであるが、指摘内容に対する改善の進捗状況は項目ごとに異なっている。このため、本報告書では進捗状況を4段階に分類し、それぞれの段階に対応した記載内容とした。すなわち、「既に改善を行ったもの」は改善結果を記し、「現状認識に基づく基本的な対応策、具体的な方法がほぼ固まっているもの」は、基本的な対応策等、これまでの取組内容、課題と今後の対応を示している。「おおよそその方針は固まっているが、なお細部に検討事項が残っているもの」または「学科や委員会ごとに異なった認識や対応案を持っているもの」は、変更案、基本的な対応方針等、これまでの取組内容、課題と今後の対応を記している。また「検討の緒に就いたばかりのもの」は、現状のみを記した。

以下、大学基準協会の指摘とそれに対する本学の対応状況を記す。

NO.1

指摘内容

学科ごとの「目的」の整合性を保つ必要があるとの認識は、学内に存在しないと思われる。また法人の理念に対する学内の共通理解も存在しない。

【現状】

- (1) 学科ごとに「理念」「目的」を掲げていることから、また学科の特性もあり、整合性がとれているわけではない。学科を横断して「目的」の整合性を保つ必要があるとの認識は、学内に存在しないと言っても過言ではない。指摘の通り、法人の理念に対する学内の共通理解も存在しない。
- (2) 各学科の「教育目的」は、当該学科の専門性に特化したものになっている傾向が強いのも確かである。

【課題】

法人が掲げる理念について共通の理解を図り、各学科の教育目的と大学の理念との関係性を整理する。次に、各学科の教育目的の整合性を検討する。このとき、最初の課題となるのが理念、目的をいかに尊重し、成文化できるかである。

【対応策】

- (1) 法人の理念を踏まえた上で、教育目的に盛り込む枠組みを検討し、各学科で教育目的を再考し、整合性をはかる。その第1段階として、各学科の書式の統一について検討することから始める。
- (2) 社会福祉学科社会福祉専攻とこども学科では、ともに保育士養成を行っているが、学科(専攻)ごとの保育士養成の違いや特徴を明記することが必要である。

NO.2

指摘内容

理念・目標と教育目的や各学科等の理念・目的等の適切性の検証を行う責任主体は、自己点検・自己評価委員会であるが、この委員会が十分に機能しているとはいえないので、権限・手続き等の検証プロセスをより明確にするとともに、適切に機能させていくことが望まれる。

自己点検・自己評価委員会においては、適切性の検証までは担っていない。
それを担う組織としての改善実施委員会が機能する方向性を検討することとした。

NO.3

指摘内容

各学科の教員組織の編制方針に関して、明文化されたものがなく、教職員での共有が課題となっている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーを、継続して実現することができるための、教員組織の編成方針の明文化に向けて、検討することとした。

NO.5

指摘内容

各学科の学位授与方針に、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていないので、改善が望まれる。

【改善結果】

学校教育法施行規則改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、平成 28 年度中に各学科で検討の上、ディプロマ・ポリシーの改正を行った。

ディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに、大学案内やホームページといった広報媒体、高校教員向け入試説明資料や学生募集要項といった入試関係資料及び履修要項に掲載して、学内外への周知を図っている。

NO.6

指摘内容

教育課程の編成・実施方針に、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる。

【改善結果】

学校教育法施行規則改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、平成 28 年度中に各学科で検討の上、カリキュラム・ポリシーの改正を行った。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーとあわせて、大学案内やホームページといった広報媒体、高校教員向け入試説明資料や学生募集要項といった入試関係資料、及び履修要項に掲載して、学内外への周知を図っている。

NO.7

指摘内容

施設の確保、過密なカリキュラム等の課題に加え、教養科目をすべて選択科目としたため生物学や化学を履修しない学生がみられる。

【現状と自己評価】

この課題は歯科衛生学科におけるものである。歯科衛生学科では、専門科目の基礎として生物学や化学を履修することが望ましいとされている。生物学は現在の時間割では、2科目同時開講となっているが、化学は単独開講である。今年度、生物学または化学を履修していない学生は約7割であるが、この中には高校までに履修している学生も存在する。

令和元年度履修状況 生活の化学 35人/41人 85.4% 生物学 7人/41人 17.1%

また、歯科衛生学科では、平成 18 年度修業年限が2年から3年に変更されたことに伴いカリキュラム改正が行われ、平成 17 年度入学生まで必修だった生物学や化学の学習内容を含む専門科目の充実が図られている。

歯科衛生士国家試験の合格率は 100%であるので、教養科目における生物学、化学の履修の有無による教授上の弊害はないと推測される。引き続き、専門科目で対応していく。

NO.8

指摘内容

学科における教育課程の検証は、不定期の実施であるため、定期的な検証を行えるよう、検証体制の構築が望まれる。

歯科衛生学科

【基本的な対応方針等】

指摘に対して学科会やカリキュラム検討ワーキング・グループ等で検討を行い、改善すべき点の顕在化とその優先順位、実施を基本方針としている。

【これまでの取組】

昨年度は学科内のカリキュラム検討ワーキング・グループの検討結果を受け、臨地実習について、その時間数と内容等の見直しについて検討し、改善を図った。今年度は、前年度のカリキュラム検討ワーキング・グループが退職等による構成員の大幅な変更に伴い、再編成の必要性が生じた。そこで、教務委員を中心に、平成 29 年度自己点検・自己評価報告書に記載した課題である、常勤教員担当科目の授業科目内容の点検・確認に重点的に取組み、その重複状況等を把握することにより、学生教育の効率・深化の一端を得た。

【課題と今後の対応】

適切な教育課程の実践のため、学科内において恒常的なカリキュラム検討ワーキング・グループを早急に構築し、以下の事項の検討が必要であると考えます。

- ・今年度常勤教員に使用した調査書を用いた、非常勤講師担当科目に対する調査を実施する。
- ・調査内容や今後の展望を踏まえた学科教育課程の適切性の検証と改善を行う。
- ・歯科衛生士の主要業務に関わる「歯科保健指導」の履修内容が全科目を通して過不足なく網羅されているか否かを再度調査する。また、周術期口腔ケア等の新規内容の包含も視野に入れた科目の再編成を検討する。
- ・定期的な検証時期（例えば国家試験出題基準が改訂された年度）の検討、決定を行う。

社会福祉学科

【基本的な対応策等】

社会福祉学科では、月 1 回開催される学科会議及び学科内にある社会福祉専攻会議及び介護福祉専攻会議において、教育課程・教育内容の検証作業を行う。

【これまでの取組】

令和元年度の取組として、(学生の学修効果を高めるため)社会福祉専攻では実習の時期等を考慮して、専門科目(一部)の開講時期を分割(通年から前期・後期の半期に分割)した。また、介護福祉専攻では専門科目(一部)の内容を整理・見直した。さらに、介護福祉専攻においては、令和3年度から介護福祉士養成教育カリキュラムが改正される

ことを踏まえ、専攻内に新カリキュラム検討会（ワーキング・グループ）を設置し、月1回開催して教育課程・教育内容について検討している。

【課題と今後の対応】

教育課程・教育内容を検証する場（学科会議、専攻会議）は設けられているが、それを推進する担当者が年度ごとに変わるためやや安定感に欠ける。今後は、担当者を継続的に配置する等の検討を行う。

こども学科

【基本的な対応策等】

こども学科では、平成30年度に学生の学びの過程や段階を踏まえた教育課程の検証システムについて検討を進め、学期末に定期的な教育課程の適切性の検証を学科教員全員で行う体制を整えた。本年度から「教職課程検討委員会」を学科内に設置し、保育士及び幼稚園教諭の養成課程としてのカリキュラムの適切性について、学期末（前期・後期）に2回、評価・検証することを開始した。

【これまでの取組】

平成28年度に新設されたこども学科では、平成29年度の再課程認定も含めて学科会議で教育課程の検証や見直しに取組んできた。特に今年度は学期末に「教職課程検討委員会」が設置されたことにより、教職課程を定期的に検証するシステムが開始するという進捗が得られた。

【課題と今後の対応】

課題としては教育課程をより適切に検証することができるよう、検証方法を改善していくことが挙げられるため、今後の課題として引き続き対応していく。

一般教育等

平成30年度の学科会議の決定に従い、一般教育等においては、毎年度末（3月）の学科会議において議題とし、検証を行うこととなっている。

【今年度における対応結果】

本報告の時点（2月）では検証を行ってはいないが、従来から要望していた、情報リテラシー教育とデータサイエンス教育の教員の採用、「統計学入門」から「データサイエンス入門」への名称変更、および新たな科目「標本調査」の開講を全て実施した。

【課題】

教養教育を充実させるために教員数（マンパワー）を必要としている点は、昨年度から引き続いている課題である。そこで、現在非常勤対応となっている化学および栄養学の専任教員の採用が検討されている。これは、文化系理科系のバランスと、施設管理（生物・化学実験室および調理栄養実習室）をも考慮したものである。

NO.9

指摘内容

GPA の活用等を検討しながら、さらなる学生指導の充実を図られたい。

【基本的な対応方針等】

GPA の活用

【これまでの取組】

国の「高等教育の修学支援新制度」において、「厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」が機関要件の一つとなっており、短期大学部では、全学科・専攻で GPA を客観的な指標として設定することとし、HP で公表している。

【課題と今後の対応】

GPA の本人への開示・非開示については、学科・専攻ごとで異なる対応となった。

また、適格認定に際し、支援対象者が GPA の下位 4 分の 1 に属する場合は「警告」となり、連続して「警告」となった場合は支援打ち切りとなるため、該当するおそれのある者に対し、個別に面談を行って学業成績の向上に努力するよう指導する。

NO.10

指摘内容

学科・専攻ごとに課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明らかにし、その学習成果を測定するための評価指標を開発することが望まれる。

【現状】

各授業科目の到達目標はシラバスで明示している。また、ルーブリックの評価指標について、演習や実習など、代表的な科目に関する作成の可能性について検討した。

NO.11

指摘内容

卒業生対象アンケートは、「自己管理（健康）についての教育が適切になされていたか」「実習の時間数や記録物の量は適切であったか」の項目で「良い」の割合が低かった。

【基本的な対応方針等】

アンケート結果に関する実績の確認、設問の再検討

【これまでの取組】

実習時間数や記録物に関する設問の理解が容易になるよう表現を修正したが、回答の状況に変化はなかった。

過去の回答分布を参考にすると、「良いと思う」の回答割合が低い設問は、「わからない」

の回答割合が高くなる傾向を認める。

【課題と今後の対応】

- ・学生の回答を容易にするために、設問の意図に大きな変更が生じない程度に設問および回答肢の表現を見直した。
- ・令和元年度卒業生のアンケート集計結果をみて、更なる見直しが必要であれば検討を進める。

NO.12

指摘内容

学生の受け入れ方針は、『学生募集要項』、ホームページ等に明記され、広く外部に周知を図っているが、学内においては周知が徹底されておらず、改善が望まれる。

【現状】

学生の受入方針は、大学案内に記載している。また、入学時ガイダンスにおいて説明し、周知を図っている。

【課題】

学生の受入方針は、大学案内に記載しているものの、入学後に配布することはなく、学生の目に触れにくい。

【対応策】

履修要項に学生の受入方針を掲載し、学生への周知を強化する。

NO.13

指摘内容

学生の受け入れ方針と入試科目のあり方等を含めさらなる改善への取組みが望まれる。

【基本的な対応策等】

AO入試の導入及び国の入学者選抜改革にあわせた出願書類やその活用方法の検討

【これまでの取組】

平成30年度から検討を重ねてきたAO入試について、令和2年度入学者選抜から新たに導入し、各学科・専攻ごとに特色ある選考を行った。多くの学習意欲の高い志願者から出願があり、募集人員に対して5.1倍と高い倍率となった。

【課題と今後の対応】

大学入学共通テストで導入される予定であった、英語の外部検定・試験及び国語・数学の記述式問題について、活用方法の検討を進めていたが、令和3年度入学者選抜における導入見送りが正式に決定した。

今後は、推薦書等出願書類の様式や活用方法について検討を進め、詳細を詰めていく。

指摘内容

(第2期中期目標に定められた3つの目標について)一部について学生に周知されているものの浸透しておらず、改善が望まれる。

【現状】

支援内容ならびに支援方法は以下のとおり。

《学習・生活支援》

・ 新入生・年度初めのガイダンス

新入生・年度初めのガイダンスにて全体的な履修科目の概要と履修方法など説明し、ホームページ・学生便覧に掲載していることについて周知をしている。

・ 授業関連の支援

Web 学生支援サービス（ユニバーサルサポート：以下ユニパ）により、シラバス・時間割・出席状況・成績などを管理している。構内掲示だけでなく、学生が活用しやすいインターネット上の掲示・連絡を実施している。1年次にパソコンガイダンスでサービス利用方法を説明し、年度初めガイダンスでユニパについての説明を行っている。

・ チューター制度

チューター制度が実施されており、学生の修学・心身の健康などについて、当該学生が充実した学生生活を送ることができるよう支援している。チューター制度について、ホームページに掲載をしている。

・ 学生ニーズの把握

教育・学生生活支援などの実施にあたり、学生の意見や要望などを反映させることを目的として、目安箱の設置と卒業生を対象にアンケート調査を実施している。ホームページ・学生便覧に掲載し、周知をしている。

・ 相談体制の整備状況

学生相談員2名、障害学生支援員1名の相談室への配置および弁護士による法律相談を行っている。保健室から学生への案内、教員から学生へ説明をするとともに、ホームページ・学生便覧に掲載し周知をしている。

・ 経済的支援

チューター教員、学科教員、学生室などを通じ、奨学金制度について学生に周知している。

・ 交通安全対策

原付を利用する学生への安全な乗り方講習会を年1回実施している。その他、ユニパを用いたメール・ネット上の掲示で周知、年度初めガイダンスでの説明、教員からの口頭連絡など随時実施している。

・補償対策

学校単位での総合補償制度への加入をしている。授業、登下校、実習、申請のあったインターンシップなどにて適用可能である。ホームページ・学生便覧に掲載し、周知をしている。

《進路支援》

・新入生・年度初めのガイダンス

新入生、年度初めのガイダンスにて、全学生を対象にしたキャリアガイダンス・就職準備オリエンテーションを開催している。ホームページ・学生便覧に掲載し、周知をしている。

・就職キャリアなどの支援

毎月、学内でハローワーク出張相談会を実施している。ユニパを用いたメール・ネット上の掲示を通じ、求人・インターンシップ・就活イベント・編入のための4年制大学募集要項の紹介をしている。

履歴書の添削、面談練習の実施、就活のためのメイクアップ講座の開催、学科ごとの就職相談会、就職ガイダンス開催、各国家試験対策の模擬試験実施、進路希望調査の実施をしている。これらについてはユニパを用いたメール・ネット上の掲示、学科にて担当教員からのアナウンスなどより周知を図っている。

《社会活動支援》

・ボランティア活動

学科教員から学生に対し、ボランティアの紹介を行っている。

【課題】

学生には、ホームページ・学生便覧・ユニパ・学生室・教員などを通じ周知をしている。教員、職員は、それぞれの状況に応じ学生への多様な周知方法を実施してきている。しかしながら、学生の浸透度合いの確認には至っていない。今後、検証作業の実施を検討していく必要があると認識している。

NO.15

指摘内容

学生との顔合わせの方法やチューターと学生の関わり方に学科ごとの違いが見られるので、チューター制度として機能するよう、短期大学部全体でチューター制度の運用のあり方を検討することが望まれる。

全ての学科において、共通となるチューターの役割について、学科で共通の役割が明示されている。

NO.16

指摘内容

ハラスメント防止については教職員及び学生に対して周知が図られているものの浸透しておらず、今後、さらなる周知が望まれる。

【現状】

ハラスメント防止に向けた主な周知活動として、令和元年度は以下の3点を実施した。

- (1) 学生に対しては、4月のガイダンス時にハラスメント防止の組織説明等を行った。
- (2) 非常勤講師ならびに実習先へは、文書によるハラスメント防止の依頼を、年間を通じて1回行った。
- (3) 教職員を対象としては10月、静岡県人権啓発センターのスタッフを講師に迎え、ハラスメント全般に関する研修会を開催した。

【課題】

ハラスメント防止に対する意識は個人差が大きく、これが最大の課題であると認識している。

【対応策】

ハラスメント防止の基本は、各個人の意識の向上と行動に寄るところが大であるだけに、ハラスメント防止に関連した自己評価アンケートの考案や実施は難しい点がある。ハラスメント防止の意識を共有するためには、地道に研修会を重ねることが欠かせず、引き続き実施していかなばならないと考えている。

学生に対しては次年度、研修の効果を高めるべく、4月のガイダンス期間内に、学外実習におけるハラスメントをテーマとした講演会を開催するための時間を確保し、講演者の依頼を進めている。

NO.17

指摘内容

防災マニュアルが策定されていないが、貴短期大学部では、地域住民参加型の防災訓練等を実施していることから、その策定は必須である。現在、併設大学で策定したマニュアルをもとに検討中であるので、早急な対応が望まれる。

防災マニュアルについては、平成29年3月に策定済みである。今後は地震予知を前提としたマニュアルから突発地震型のマニュアルに改正するよう、県立大学と調整を図りながら検討を進めていく。

NO.18

指摘内容

中期・年度計画推進委員会により、中期計画の事業推進や自己評価等を実施しているものの、今後は検証プロセスをより機能させ、改善に努めることが望まれる。

【現状および課題】

短期大学部における中期・年度計画の実施は当該部署が担っており、その評価も実施した部署が行っている。このため、現状では短期大学部全体についての評価については、明確な組織が存在しない。改善実施委員会が一委員会として設けられているものの、所掌事項としては改善の計画策定を行うとあるだけで、改善実施は各委員会等が行うことを想定している。加えて、各委員会間の連携と作業の行程は不明確で、改善評価はどの組織が行うのか等定まっていないう状況にある。よって、各委員会の所掌ならびに委員会相互の関係性の確認、明確化の取り組みが必要である。

NO.19

指摘内容

今後の方針として、より学生主体の防災訓練を行っていく意向であり、より多くの地域住民が参加する「学生主体の地域住民参加型防災訓練」に発展することを期待したい。

令和元年度の防災訓練には、昨年度に引き続き、地域住民と就労継続支援B型事業所の方々も参加した。今後は学生主体の訓練の実施について検討していく。

NO.20

指摘内容

各専門委員会の所掌があいまいになっており、形骸化されている委員会も見受けられることから、組織のあり方について見直しを行うことが望まれる。

【現状】

看護学科の廃学科以降、一般教育等群の教員数の減少とともに組織の縮小が生じているが、委員会数は従前のままで活動をしてきた。各委員会の現在における必要性や所掌の点検もしばらく行われておらず、学科等によっては教員が複数の委員会委員を兼ねることが常態化し、教員の負担も少なくない状況にある。

そこで、平成30年度には短期大学部長、短期大学副部長、学生部長、図書館長、事務部長からなる五役会において委員会の統廃合、構成員についての検討を始めた。結果、1委員会において次期中期計画の内容をも考慮し、構成員の改正と所掌内容を現在の活動と照らし合わせて改めた。検討は令和元年度も続け、各委員会の所掌事項と関係性の明確化、

それに向けた現状分析をし、1委員会の統廃合を行った。

NO.21

指摘内容

各学科における学科等代表の決め方など学科間での違いが大きく、大学のガバナンスが十分に機能しているとはいいがたいので、今後の改善が望まれる。

【現状】

学科等代表の決め方、所掌等は統一されておらず、各学科等の独自の考え方で行っているのが現状であり、次のようになっている。

- * 歯科衛生学科：学科代表の選出に関しては学科の専任教員の教授のうち、当該年度をもって退職するものを除いたものから選出している。他学科における選出法と同一にするなど、すり合わせは行っていない。
- * 社会福祉学科：学科代表の役割、権限等に関して明文化したものはなく、前任者の申し送りによって引き継がれる。学科代表は、原則として教授の苗字の五十音順で決められる。任期は1年である。
- * こども学科：教授による1年任期の輪番制となっている。
- * 一般教育等：代表は話し合いで決められる。学科等代表の役割は、学科会議の議長が主であり、そこで議論された内容が委員会を通して教授会に議題として提出される仕組みになっている。学科内での問題処理のまとめ役であるのが現状である。

【課題】

短期大学部として、統一された学科等代表の選出方法、役割、所掌等について明確にすることが課題となる。

各学科からは以下の意見が示されている。

- ・ 学科代表の選出法は、各学科において、違いが認められる。各種委員会の委員の選出法に関しても、各学科に一任されている。その他、学科主導で行われる事項がいくつか認められる。(歯科衛生学科)
- ・ 社会福祉学科は、社会福祉専攻と介護福祉専攻からなり、学科代表は2つの専攻を束ねる役割を担う。学科代表の業務を円滑に遂行するうえで、学科代表の役割・権限等に関して明文化することのほか、その業務を担うにあたっては、学科運営に支障が生じないよう一定のキャリアを有することが求められる。また、1年ごとに学科代表が交代となるため、安定した学科運営をしにくい。さらに、学科代表に対する業務手当等の支給がないため、短期大学部における学科代表の位置づけが弱い。(社会福祉学科)
- ・ 短期大学部部長、短期大学部学生部長などの4役の任期が2年であることを考えれば、さまざまな課題に対応する組織としては学科代表も2年任期であることが望ましいのかもしれない。(こども学科)

- ・代表がガバナンスに関わると理解されるのは、運営委員会の委員であることによると考えられる。運営委員会はその構成員、議題の内容等から主要な決定機関となりえる。そのように理解している教員もいるようである。また、学科等代表の決め方によっては、教授会と同等もしくはその上の組織となる可能性がある。(一般教育等)

【対応策】

安定した学内運営を行うために、学科等の代表である学科等代表の任期、役割、所掌、位置づけ等を検討し、短期大学部全体での意見の統一を図ることが求められる。

- ・学科主導で行われている事項を洗い出して、学科間で大きく違っている点がある場合には、大学として、ある一定の方針を示していくことが望まれる。(歯科衛生学科)
- ・対応策として、学科代表の選出方法などについて、短期大学部全体で統一された所掌を策定する。その内容として、安定した学科運営をするため、学科代表は一定のキャリアを有する教授の中から選出し、任期は複数年とすることなどを盛り込む。また、短期大学部の役職に学科代表を位置づけ、一定の業務手当等の支給を検討する。(社会福祉学科)
- ・学科代表の任期を2年とする場合には、現在入学者選抜実施委員のみ2年任期であるところ、他の委員会も2年任期とすることにより、各人の役割において、2年かけて課題への対応を行い、組織全体としての運営機能の向上を図るのが望ましい。(こども学科)
- ・運営委員会の組織上の位置を明確にする(廃止も含めて)ことによって、学科等代表は各学科の自主性を尊重し、現状で不都合はない、ガバナンスには影響しない、と主張する。もちろん、代表に組織上の役割を与え、その決め方を議論するという選択肢もある。(一般教育等)

NO.22

指摘内容

社会人専門講座の拡張による増収がみられるなど収入増加に向けた努力がなされているが、運営費交付金が削減されていくなかで、今後とも外部資金の獲得に向けて積極的な取り組みが望まれる。

【現状】

- (1) 年度計画において、獲得実績を基とした目標設定を行っている。また、外部資金の募集案内は、公募情報をメール等により逐次教員に提供している。
- (2) 外部資金獲得のための申請は、教員の自己判断に委ねられているのが現状である。このため、科学研究費補助金説明会へ積極的に参加するなどし、外部資金の獲得に努めている者、そうでない者と、教員によって温度差が見られる。
- (3) 平成30年度においては、科学研究費助成事業、共同・受託研究、奨学寄附金等合わせて8件を、令和元年度では科学研究費助成事業新規採択1件、共同・受託研究1件、奨学寄附金1件を獲得した。

【課題】

科学研究費助成事業への申請数と採択数は減少傾向にある。学科や職位によっては、日常業務に追われ、外部資金を獲得して研究を進めることが厳しい状況もあり、現状を把握し、対応を講じることが求められる。

【対応策】

次の3点の取り組みを進めたい。

- (1) 従来どおり、外部資金獲得に向けた情報収集と提供を積極的に行う。
- (2) 教員は、申請書類の書き方についてスキルアップを図り、自発的な外部資金の獲得に努める。
- (3) 外部資金申請者についての状況把握と分析を行う。

NO.23

指摘内容

貴大学法人では、大学と短期大学部が一体的に運営されていることから、財務計算書類において各部門の運営経費などを明確に区分していないが、それぞれ独自の教育・研究目的の遂行や経費の見直しの点から、今後の検討が望まれる。

県立大学及び短期大学部において、財務会計システムの更新については平成31年4月から運用を開始した。また、人事給与システムも既に更新し運用も開始しており、令和元年度（平成31年度）以降は部門ごとの運営経費等を明示することが可能となった。

NO.24

指摘内容

毎年度、静岡県公立大学法人評価委員会に対して改善状況を報告しているが、改善すべき事項として、教員活動評価における評価精度の向上や活用方法の検討等が認識されており、今後の取組みに期待したい。

短期大学部では、幹部教職員が県立大学の各部局の評価方法を参考にして、短期大学部にどのような評価方法を導入したらより公平、公正な評価制度となるかについて検討した。今後はさらに複数の評価方法の検証を行うことにより、新たな評価方法を導入していく。

NO.25

指摘内容

自己点検・自己評価委員会で短期大学部としての点検・評価を行い、それを踏まえて改善の取組みを改善実施委員会等で行うこととしているものの、内部質保証という観点から、各組織が十分機能しているとはいえ、今後各組織の連関を深めながら、取り組んでいくことが望まれる。

【基本的な対応策等】

内部質保証を確実に実施するためには、すべての教員がその意義や実施体制等について理解していることが必要であることから、理解の促進に向け取り組んでいく。

また組織については、令和2年4月から「自己点検・自己評価委員会」、「自己点検・自己評価・第三者評価に関する改善実施委員会」の2委員会を「(仮称)静岡県立大学短期大学部質保証委員会」の1委員会に整理する予定である。(詳細は26参照。)

【これまでの取組】

内部質保証への理解を深めるため、管理職の教職員がセミナーに出席するとともに、平成30年度においては、学内のFD研修のテーマとして取り上げるなどの取組を行ってきた。

組織整備については、これまで「自己点検・自己評価委員会」における検討課題としていたものの、具体的な動きは見られなかった。

【課題と今後の対応】

内部質保証に対する教職員の理解を促進するとともに、新たに設置される組織を有効に機能させることが課題である。研修等を引き続き実施すると同時に、新しい組織が期待される役割を果たせるよう短大部全体として対応していく。

NO.26

指摘内容

内部質保証システムの学内体制は今後整備していくことが予定されていることから、速やかに組織整備を図り、PDCAサイクルを適切に機能させることが望まれる。

【基本的な対応策等】

令和2年4月から、「静岡県公立大学法人質保証委員会」が設置され、その下部に「静岡県立大学質保証委員会」及び「静岡県立大学短期大学部質保証委員会」が置かれる予定である(組織名称はいずれも仮称)。これに伴い、短大部においては、これまで設置されていた「自己点検・自己評価委員会」、「自己点検・自己評価・第三者評価に関する改善実施委員会」の2委員会を、上記「静岡県立大学短期大学部質保証委員会」の1委員会に整理され、組織整備が図られることとなる。

【これまでの取組】

これまで、内部質保証システムの構築と運用が課題であることを認識し、「自己点検・自己評価委員会」における検討課題として俎上に載せていたが、具体的な動きは見られなかった。

しかし、県立大学では、大学評価において質保証システムの構築が努力課題とされていることから、短大部を含め、全学的に内部質保証体制を整備することとなった。

【課題と今後の対応】

外形的に組織は整備されることとなるが、この組織が実態として機能し、PDCAサイクルが回るようにすることが課題である。今後、内部質保証体制が有効に働くよう短大部全体として対応していく。